

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金
手続代行者登録届出書（外部給電器）

届出日 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター 御中

(届出者)

〒
住所
氏名又は名称 及び代表者名
法人番号(法人の場合)
担当者(法人の場合)
E-mail アドレス

(注) 法人番号は国税庁指定の13桁の番号です。登記簿に記載の会社法人等番号(12桁)とは異なります。

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金交付規程第17条
の手続代行を行うため、下記の通り届出いたします。

記

1. 手続代行者の区分

☐ 行政書士	☐ 行政書士以外
-------------------------------	---------------------------------

2. 手続代行を行う理由

--

(注) 手続代行を行う理由を分かりやすく記入してください。

3. 手数料についての情報

1) 手数料が無償か、有償かについて、下欄□にチェックを入れてください。

☐ 無償	☐ 有償
-----------------------------	-----------------------------

2) 有償の場合、1件当りの手数料を記入願います。

税別金額	税込み金額
円	円

※申請者から見た手数料を記入願います。

注) 行政書士以外の有償での代行は、行政書士法に抵触するため認められません。

4. 届出に関する誓約

※内容に同意する場合、下欄□にチェックを入れてください。チェックがない場合、届出は認められません。

☐ 届出にあたり、次頁の項目①～④を確認し、全ての内容について同意します。

<届出に関する誓約内容>

- ① 私（手続代行者）は、申請者の指示に従い依頼された手続を誠意をもって実施します。また、本手続きの代行を通じて申請に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱います。
- ② 私（手続代行者）は、次の各号に定める項目に関し、申請者の了承を得た上で代行手続きを行います。
- 一 手続代行者は、申請者が依頼する交付規程及び実施細則に規定される手続きを代行すること。
 - 二 補助金交付に係るセンター発行の通知書等の書類の送付先に関しては、全て申請者となること。
 - 三 手続代行者は、虚偽の申請等不正行為を行った場合は、交付規程第24条に基づき、手続代行業務の停止及び名称の公表等の措置が科せられること。
- ③ 私（手続代行者）は、次の各号について承知しております。
- 一 センターは、手続代行者による不正行為等を認めた場合は、交付規程第14条に基づき交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じるものとする。
 - 二 手続代行者が申請の不備を解消できず、補助金交付に至らない場合、申請者と手続代行者間で調整を行うこととする。申請者はセンターに対して不服を申し立てることはできない。
- ④ 私（手続代行者）は、「暴力団排除に関する誓約事項」（*1）を確認し、これに同意します。
- *1：交付規程別紙を参照してください。

以上

※当届出書は、交付申請書に添付してください。

※申請時と実績報告時に手続代行者(社名)が異なる場合は「手続代行者登録届出書」の提出が再度必要です。